

イベントに参加してみませんか？

5月

恵子児童館子どもまつり
 人権を大切に子どもを育てるために、子どもの健全育成を支援する団体などで実行委員会を組織し、開催しています。遊びのコーナー・体験コーナー・竹細工コーナーなど楽しいことが盛りだくさんです。

【と き】 毎年5月第4土曜日 【ところ】 恵子児童館、市民体育館



7月

同和問題啓発強調月間
 福岡県、各市町村では、毎年7月を同和問題啓発強調月間と定めて同和問題の早期解決に向けた啓発活動を展開しており、那珂川市では、駅などでの街頭啓発や、研修会、啓発冊子の発行などを行っています。

同和問題講演会
 同和問題啓発強調月間の取り組みの一環として、住民の皆さまを対象に講演会を開催しています。

【と き】 毎年7月 【ところ】 ミリカローデン那珂川



10月
から

各区公民館人権問題研修会
 人権が大切にされる地域づくりを目指し、各区公民館において、人権問題研修会を開催しています。

12月

人権週間
 世界人権宣言にちなみ、12月4日～10日を人権週間と定めて、人権尊重のための啓発活動が全国的に展開されています。

人権フェスタながわ
 人権劇やコンサート、人権作品の展示、バザー、スタンプラリーなど盛りだくさんです。

【と き】 毎年12月の人権週間中の日曜日

【ところ】 ミリカローデン那珂川、ふれあいこども館

れいわねんど
令和5年度は
12月10日開催です



あしたへ生きる

2023年
れいわねん
(令和5年)
だいしゅう
第43集

かんが
～考えよう、インターネットと人権～



目次

- P1～2..... インターネットと人権
- P3～4..... ネットいじめってなんだろう？
- P5～6..... デジタルタトゥーってなんだろう？
- P7～8..... インターネット上での誹謗中傷
- P 9～10..... 著作権(財産権)は大切な人権です
- P11～13... インターネットを利用するとき気をつけたいこと
- P14..... 人権問題に関する相談窓口

職員室

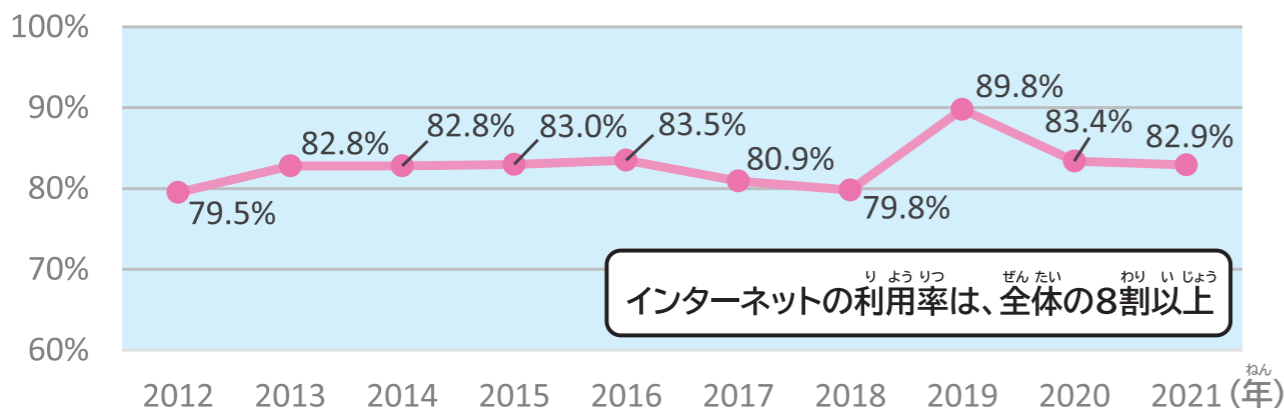
今年の人権学習で扱うテーマについて、何か意見はありませんか。

インターネットを利用するときの注意点などを学習するのはどうですか？

子どもたちが犯罪に巻き込まれないためにも、必要と思います。

今年の人権学習のテーマについて

インターネット利用率(個人)の推移

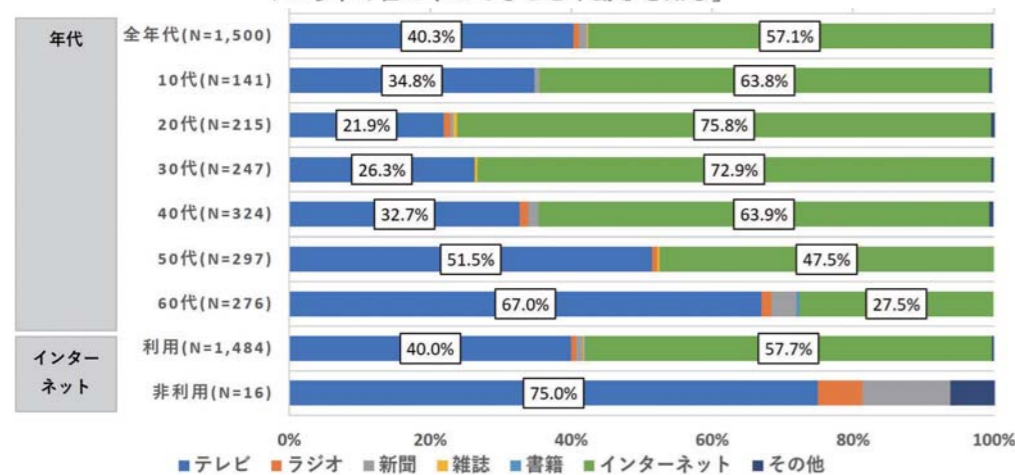


インターネットの利用率は、全体の8割以上

(出典) 総務省「通信利用動向調査」

目的別利用メディア(最も利用するメディア。全年代・年代別・インターネット利用非利用別)

「いち早く世の中のできごとや動きを知る」



「いち早く世の中のできごとや動きを知る」ために利用するメディアとしては10~40代ではインターネットが最も多い。

(出典) 総務省情報通信政策研究所「令和3年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

年組

人権学習

インターネットと人権について考えてみよう

インターネットを利用して、最近気になることはありますか？

SNS上でのいじめをニュースで見ました。

私の写真を別のクラスの人々が持っていて、どうして持っているのか不思議でした。

好きな歌手のことを悪く言っている書き込みを見て、ショックでした。

迷惑行為の動画をよく見かけます。

インターネットは便利ですが今みんなが意見を出したように、いろいろな問題がありますね。みんなで考えてみましょう。

はい

ネットいじめってなんだろう？

「ネットいじめ」に関するニュースを見て、悲しい気持ちになりました。

インターネット上では、誰が書き込んだのか分からないと思って、人の悪口や人を傷つけるうわさを書き込む人もいます。

悲しいニュースですね。みんなにも詳しく教えてくださいませんか？

1 2
3 4

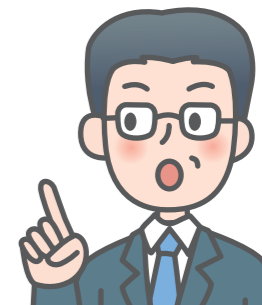
そうですね。インターネット上では相手の顔や表情が見えない分、人の悪口や人を傷つけることを平気で書き込んでしまうのかもしれないね。

先生、悪口などの書き込みの他にもネットいじめはあるんですか？

他にはこんなネットいじめがあります。

色々なネットいじめ

- 他人の個人情報を本人に無断で掲載する。
- 特定の人になりすまし、悪意ある投稿をする。
- 大勢で一人の人をからかう など。

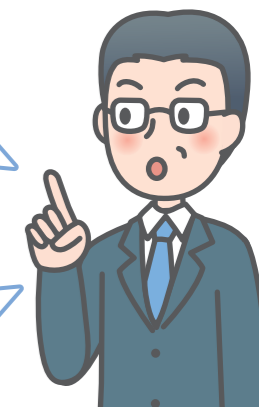


ネットいじめにもいろいろあるんですね。なんでこんなにひどいことをするのかなあ。

インターネットでは相手の顔が見えないので、自分がしていることの深刻さがわからないことも多くあります。これはインターネットの怖いところですね。



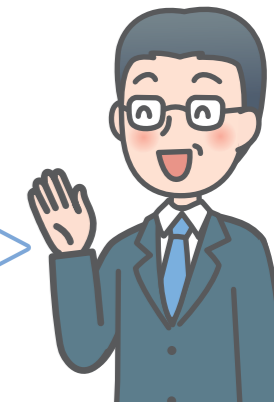
便利なインターネットも、使い方を間違えると、人を傷つける凶器になったり、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったりします。「誰が書き込んだか分からないから」といって、相手を傷つけるようなことは許されません。また、調査をすれば、だれが書き込んだか特定することもでき、罪に問われることもあります。



でも、同じインターネット上での書き込みでも、応援するようなコメントを見て、うれしくなり、もっとがんばろうという気持ちになることもあるので、悪いことばかりではないと思います。



その通りです。インターネットは使い方しだいで、人を喜ばせることや、幸せにできることを忘れないでくださいね。



デジタルタトゥーってなんだろう？

別のクラスの人が、知らないうちに私の写真を持っていて、どうして持っているのか不思議でした。



え！？なにそれ？聞いてないよ！



みんなで見られて便利だと思って、運動会の時の写真を、ぼくがSNSに投稿したからかな。



みんなかわいく撮れていたからいいでしょ。



いや、本人に許可をとらずに投稿するとか、だめでしょ。



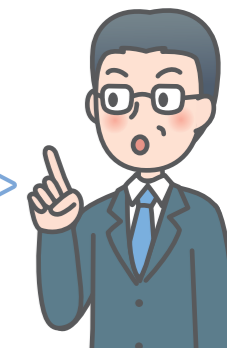
…え？
どうしてだめなの？



では、どうしてだめなのか、みんなで考えてみましょう。



インターネット上に投稿した画像や動画、文章などの情報は、一度公開されると完全に消すことは難しく、どこかで残り続けてしまいます。完全には消せず、タトゥー（刺青）のように残り続けることから、「デジタルタトゥー」といわれています。軽い気持ちで投稿した内容が、自分の予想外のところにまで拡散され、トラブルになるケースもあります。



自分が映った
プライベートな写真
(肖像権)

発言(失言)

知られたくない
個人情報

性的な画像や
発言

悪口や
悪いうわさ



ごめん。消したくても完全には消せないなんて知らなかったから…。たしかに知らない人が自分の写真を持っていたら怖いかも…。



SNSはいろんな人に見てもらえるし、知らない人とつながることができて便利で楽しいけど、投稿した情報は「完全には消せない」ということに注意しないとイケないよね。



インターネット上に投稿する前に、公開していい内容なのかよく考え、判断することが大切です。

また、トラブルを防ぐために、日ごろから家庭でインターネットと人権について話し合ったり、インターネットを利用するときのルールを作ることも有効です。



ルール作りのポイント

- 利用時間、場所、利用目的などを確認する。
- 相手への思いやり、配慮などを取り入れる。
- 必要に応じてルールの見直し、常に問題の共有ができるようにする。

インターネット上での誹謗中傷※1

～「軽い気持ちだった」では許されません～

ぼくは好きな歌手をSNSでチェックして応援しています!



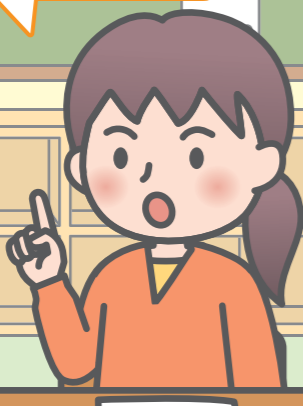
はい!でも最近、動画を見てみると、コメント欄にその人の悪口が書いてあって悲しくなりました…。



そうなんです。インターネットでは、応援したい人の最新の情報などを知ることができるので、とても便利です。



でも、悪いことをしたから書かれるってこともあると思うな～。悪いことはいけないし、前に誰かのSNSの投稿を引用して、拡散に協力したことがあるよ!



なるほど。確かに悪いことをして批判される人もいますね。でも、その投稿は根拠がある、本当に正しい情報でしょうか?



※1 人を傷つけるようなうそや悪口を言ったり、投稿したりすることで、人を傷つけること

●本当に正しい情報ですか?

目にした情報が正しいかわからない場合は、安易に情報を投稿・拡散しないことが大切です。

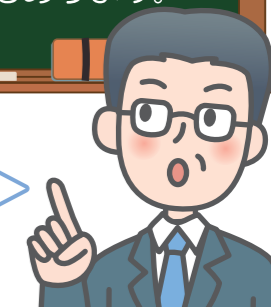
●誹謗中傷と批判は違います。

相手の人格を否定したり、攻撃したりする言い方は、批判ではなく誹謗中傷です。その時の感情に任せず、一度時間をおいて、気持ちを落ち着かせてから投稿をするか考えましょう。

●匿名でも特定されます。

どうせバレないからとむやみに投稿や拡散をしていませんか。匿名で行った投稿でも発信者を特定することが可能で、罪に問われるケースもあります。

かんがえてみよう!



軽い気持ちで拡散してしまったけど、考えてみたら正しい情報かわからないし、みんなで一人を攻撃していたかも…。



インターネット上にはたくさんの情報があって便利ですが、相手を怒らせるためにわざと人の悪口や人を傷つけるうわさを投稿する人もいます。誰かが傷つかなくてすむように、その情報が本当かどうか疑うことも大切です。

プロバイダ責任制限法が改正されました

SNSや掲示板などの匿名による投稿で誹謗中傷の被害を受け損害賠償請求などを行うおうとする場合、相手の氏名・住所の開示を求める手続きが迅速かつ簡易に行うことができる新たな裁判手続きが創設されました。

著作権^{※2}（財産権^{※3}）は 大切な人権です

～違法アップロードと違法ダウンロード～

ぼくはパソコンやスマホで、漫画や映画などをよく見えています。

最近（さいきん）は手軽（てがる）に見ることができるようになって便利（べんり）ですね。利用（りよう）するうえで気（き）を付けていることはありますか？

違法（いほう）にアップロードされているものがあると知（し）ったので、公式（こうしき）のサイトから見るように気（き）をつけています。

そうですね。違法（いほう）にアップロードされたものと知（し）りながらダウンロード（ダウンロード）することは罪（つみ）に問（と）われる場合（ばあい）もあります。みんなが注意（ちゅうい）すれば、著作（ちやくさく）者の権利（けんり）を守（まも）ることもつな（つ）がります。

それ（それ）ってどうい（どうい）うこと（こと）ですか（ですか）…？

※2 自分が作った作品（じぶんつく さくひん）がどう使（つか）われるかを決（き）めることができる権利（けんり）つ。作（つく）られたものを著作物（ちやくさくぶつ）、作（つく）った人を著作（ちやくさく）者（しや）という。

※3 自分の財産（じぶんざいさん）を持ち、自由（じゆう）につか（つか）うことができる権利（けんり）つ。憲法（けんぽう）第29条（じょう）で「財産（ざいさん）権（けん）は、これ（これ）を侵（おか）してはな（な）らない。」と規（き）定（てい）されて

いるとおり、他人（たにん）の財産（ざいさん）（家（いえ）やお金（かね）、作品（さくひん）など）を無断（むだん）で使（つか）ってはな（な）らない。

●著作権（財産権）は大切な人権です。

著作権（ちやくさくけん）は法律（ほりつ）で保護（ほご）の対（たい）象（しょう）とな（な）っている財産（ざいさん）権（けん）であり、財産（ざいさん）権（けん）は憲法（けんぽう）第29条（じょう）で「財産（ざいさん）権（けん）は、これ（これ）を侵（おか）してはな（な）らない。」と規（き）定（てい）されてい（い）る、「人（じん）権（けん）」の一つ（ひと）です。

●違法アップロード、違法ダウンロードは人権侵害です。

著作（ちやくさく）者の許（もと）可（か）なくコンテ（こう）ンツ（たいしやう）を公（こう）開（かい）するこ（こと）は、著作（ちやくさく）権（けん）、財（ざい）産（さん）権（けん）を侵（しん）害（がい）するた（た）め、イン（いん）タ（た）ーネ（ね）ッ（と）上（じやう）の（じん）人（けん）権（しん）侵（がい）害（がい）にな（な）ります。

かんがえてみよう！

違法（いほう）アップロード（アップロード）、違法（いほう）ダウンロード（ダウンロード）が行（おこな）われ（れ）ると、著作（ちやくさく）者（しや）が得（え）るはず（はず）だ（だ）ったお（お）金（かね）が手（て）に入（い）らな（な）く（く）な（な）ります。

そのこ（こと）で、作（さく）品（ひん）を（つく）るた（た）め（め）のお（お）金（かね）が（は）い（い）って（て）こ（こ）な（な）く（く）な（な）り、新（あたら）しい（し）作（さく）品（ひん）を（つく）るの（の）が（むず）か（か）しく（く）な（な）ります。

違法（いほう）アップロード（アップロード）や違法（いほう）ダウンロード（ダウンロード）がなくな（なくな）るこ（こと）で、著作（ちやくさく）者（しや）の権（けん）利（り）を（まも）るこ（こと）につな（つ）がるん（ん）です（す）ね。

その通（とお）り（り）です（す）！
誰（だれ）でも（も）気（き）軽（がる）に見（み）るこ（こと）が（か）で（で）きる、と（と）い（い）う（う）の（の）は（は）イン（いん）タ（た）ーネ（ね）ッ（と）の（の）い（い）い（い）と（と）ころ（ころ）です（す）が、権（けん）利（り）は（は）し（し）っ（し）か（か）り（り）と（と）守（まも）られ（れ）な（な）け（け）れば（ば）い（い）け（け）ま（ま）せん（ん）。みんな（みんな）も（も）他人（たにん）の（の）権（けん）利（り）を（まも）り（り）ま（ま）し（し）よ（よ）う（う）。

個人（こじん）で楽しむ（たの）ため（め）であ（あ）っても（も）違法（いほう）です

違法アップロード

映画（えいが）や小説（しょうせつ）など（など）の著作（ちやくさく）物（ぶつ）を著作（ちやくさく）者（しや）に無断（むだん）でイン（いん）タ（た）ーネ（ね）ッ（と）など（など）に公（こう）開（かい）するこ（こと）。



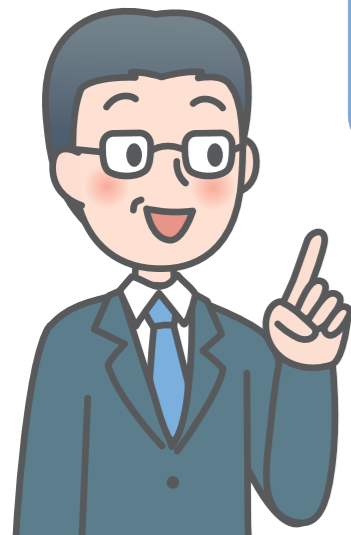
違法ダウンロード

違法（いほう）にアップロード（アップロード）され（れ）た（た）もの（もの）と知（し）り（り）な（な）が（が）ら、著作（ちやくさく）物（ぶつ）を（ダウンロード）するこ（こと）。



インターネットを利用するときに気をつけたいこと

それでは、今日学習したことをまとめてみましょう。



インターネット上に投稿をするときは、
どんなことに気をつけますか？

画面の向こうにも誰かがいることを
忘れないで、面と向かって接する時と
同じように相手のことを考え、むやみに
人を傷つけないようにします。



情報を投稿するときは、何が必要ですか？



投稿する前に情報が本当かどうか確
認し、人の悪口や人を傷つけるうわ
さを発信しないようにします。

正しい情報だったとしても、相手を
攻撃するのではなく、間違いに気づ
いてもらえるように、内容を工夫し
ます。



デジタルタトゥーについて学んで、どう思いましたか。

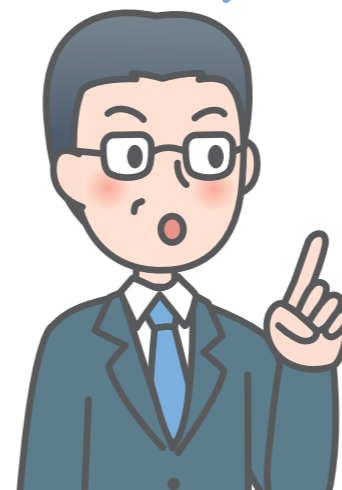


何も考えずに投稿するのは怖いと思
いました。投稿する前に、インターネット
上に残ってもいい情報が考えます。

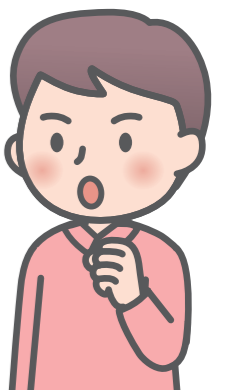
他の人の情報を投稿する前に、本人
に情報を載せていいか確認します。



著作権者の権利を守るためにどうしますか？



違法アップロードも違法ダウンロード
もしません。



よくできました！
今日学習したことを忘れずに、正しく、楽しく、インター
ネットを利用しましょう。
また、利用するときは次のページのチェックリストを、
役立ててみてくださいね。



投稿する前にちょっと待って!

誰かを傷つける内容になっていませんか?

チェック項目

正しい情報が確認しましたか

相手に許可を取っている内容ですか

その投稿は言葉でも直接言える内容ですか

投稿がインターネットに残っても大丈夫ですか



インターネットを利用するときも、直接対面しているときと同じように、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動することで、心地よい社会が生まれます。

正しいルールと知識を身につけ、人権を尊重する意識を持ってインターネットを利用しましょう。

困ったときは、まずは連絡してください 人権問題に関する相談窓口

人権問題・人権全般に関すること

- 那珂川市人権センター…………… 092-952-9375
- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- ふくおか人権ホットライン…………… 092-724-2644
- 福岡法務局筑紫支局…………… 092-922-2881

同和問題に関すること

- 那珂川市人権センター…………… 092-952-9375
- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会社会教育課…………… 092-952-2092

子どもに関すること

- 子どもの人権110番…………… 0120-007-110
- こども総合相談窓口…………… 092-408-1036
- 那珂川市保健センター…………… 092-953-2211
- 那珂川市教育委員会学校教育課…………… 092-953-2211
- 那珂川市こども応援課…………… 092-953-2211
- 恵子児童館子ども丸ごと相談室…………… 092-953-0159
- 福岡児童相談所…………… 092-586-0023
- 児童相談所全国共通ダイヤル…………… 189

障がい者・高齢者に関すること

- 福岡県障がい者110番…………… 092-584-6110
- 那珂川市地域包括支援センター…………… 092-953-2211
- 那珂川市障がい者支援課…………… 092-953-2211
- 福岡県高齢者総合相談センター(シルバー110番)…………… 092-584-3344
- 那珂川市高齢者支援課…………… 092-953-2211

女性に関すること

- ちくし女性ホットライン…………… 092-513-7335
- 那珂川市人権政策課…………… 092-953-2211
- 福岡県男女共同参画センターあすばる相談室…………… 092-584-1266

LGBTに関すること

- 福岡県LGBTの方のDV被害者相談ホットライン…………… 080-2701-5461
- 福岡県弁護士会LGBTに関する無料電話法律相談…………… 070-7655-1698